

(様式7)

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の  
「河川愛護活動団体」に係る協定書

山 形 県

(河川愛護活動地区管轄市町村名)

(新規認定河川愛護活動団体)

## 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」に係る協定書

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の河川愛護活動団体の活動について、山形県（以下「県」という。）、団体活動区域管轄市町村名（以下「市町村」という。）と河川愛護活動団体名（以下「河川愛護活動団体」という。）とは、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 河川愛護活動団体の活動は、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」（以下「事業」という。）により、地域住民や企業等の団体が県と市町村の支援のもとに、県が管理する河川・海岸・砂防区域（以下、「河川等」という。）の維持管理活動等を実施することで、地域共有の公共財産である河川等の環境をより身近で良好なものにしていくとともに、河川等の維持管理における住民と行政のパートナーシップの形成を進めることを目的に実施する。

### （実施期間）

第2条 河川愛護活動団体の活動の実施期間は、三者により協定書を締結した日から令和3年3月31日までとする。但し、河川愛護活動団体が河川愛護活動継続申込書の提出を行い、かつ当該締結事項に変更が無い場合にあっては、実施期間をさらに1年間延長できる。以後この例によるものとする。

### （対象区間）

第3条 河川愛護活動団体の活動の対象区間は次のとおりとする。

河川名  
地区名  
区 間

### （県の役割）

第4条 県は、河川愛護活動団体の活動を積極的に支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）事業全体の連絡調整
- （2）河川愛護活動団体に対する活動負担金の交付
- （3）河川愛護活動団体名が記載された看板の対象区間内への設置
- （4）河川愛護活動団体の活動状況に関する県民へのPR
- （5）その他、河川愛護活動団体の活動を支援するために必要と認められる事項

### （市町村の役割）

第5条 市町村は、河川愛護活動団体の活動を積極的に支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）河川愛護活動団体と県との連絡調整
- （2）河川愛護活動団体が回収したごみ（一般廃棄物に限る。）の適切な処理

### (3) 河川愛護活動団体の活動状況に関する市町村民へのPR

#### (河川愛護活動団体の役割)

第6条 河川愛護活動団体は、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領」の活動計画に記載された内容の活動を行うものとし、河川等を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

2 河川愛護活動団体は、対象区域を所轄する市町村の分別及び収集方法に従って、回収したゴミを適切に処理するものとする。

#### (作業の安全)

第7条 河川愛護活動団体は、河川等の維持管理活動等を行うにあたっては、法令を守り、自己の責任において安全に十分注意して行うものとする。

2 河川愛護活動団体の河川等の維持管理活動その他の活動中に発生した事故及び第三者との紛争については、県及び市町村は原則として責任を負わないものとする。

#### (事故等の報告)

第8条 河川愛護活動団体は、河川等の維持管理その他の活動中に事故等が発生したときは、直ちに県及び市町村に連絡するとともに、市町村を通じ県に報告するものとする。

#### (異常の通報)

第9条 河川愛護活動団体は、対象区間内の公共施設に異常等を発見したときは、すみやかに県に通報するものとする。

#### (協定書の解除)

第10条 県は、河川愛護活動団体がこの協定書の解除を申し出たとき、この協定書の内容を履行していないと認められるとき、又は河川愛護活動団体としてふさわしくないと認められるときは、協定書を解除することができる。

#### (疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県、市町村及び河川愛護活動団体が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書3通を作成し、県、市町村及び河川愛護活動団体が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

(河川愛護活動団体活動地区市役所・町役場所在地)

(市町村長名)

(河川愛護活動団体所在地)

(河川愛護活動団体名)

(代表者名)